

## 11 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の条例委任等について〔地方分権改革推進計画関係〕

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくる「地域主権改革」の第一弾として、昨年12月に「地方分権改革推進計画」が閣議決定され、この計画において、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化等が示された。

このうち、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に関して、「施設・公物設置管理の基準の見直し」を行うこととし、この見直しの結果、一定の施設・公物設置管理の基準を条例に委任することとし、その際の国の基準は、以下の類型に分けて定めることとされた。

### ① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

### ② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

### ③ 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

この「施設・公物設置管理の基準の見直し」について、障害保健福祉分野においても、以下の基準を都道府県等の条例に委任することとすることとされている。

#### ① 障害者自立支援法について

- ・ 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準（第43条第1項）及び当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第2項）
- ・ 指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準（第44条第1項）及び当該施設の設備及び運営に関する基準（同条第2項）
- ・ 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準（第80条第2項）
- ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（第84条第2項）

#### ② 児童福祉法について

- ・ 指定知的障害児施設等に従事する従業者に関する基準（第24条の12第1項）及び当該施設の設備及び運営に関する基準（同条第2項）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第45条第2項）

また、条例制定の際の国の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に

関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とするなどとされている。(関連資料20(132頁))

この条例への委任については、関係法案を平成22年通常国会に提出予定(施行日は平成23年4月1日予定)。詳細については法律の成立後に別途連絡する。

## 12 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業について〔構造改革特区関係〕

現在、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児(者)を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」が行われている。

今般、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、当該特例措置も含む、本年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価が行われ、本年2月4日に「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見(平成21年度)」(関連資料21(138頁))が取りまとめられた。

最終的には、本年3月下旬に予定されている構造改革特別区域推進本部における決定により政府としての方針が決まるが、各関係都道府県等におかれては、方針決定後、円滑に対応できるよう注意されたい。

また、本特例措置に関しては、自立訓練及び短期入所に係る利用が少なかったこともあり、各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえつつ、積極的に活用していただくようお願いする。

### (1) 生活介護に係る事業の全国展開について

指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する生活介護については、特に大きな弊害が認められなかったことから、「基準該当生活介護」として全国展開することとした。

全国展開の時期については、構造改革特別区域推進本部における決定を受けた後、速やかに所要の規定を改正し、実施する。(実施時期が本年4月以降にずれ込む可能性が大きい旨注意。)

### (2) 平成22年度以降の事業の要件について

児童デイサービスについては、現時点で全国化を行うことは、療育という観点から課題が多い。したがって、来年度は、個別支援計画の策定等を条件に付与し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断することとした。各関係都道府県等におかれては、平成22年度の実施に向けて、本年1月に

通知（関連資料22（143頁））を示したところであるので、準備方よろしく  
願います。

自立訓練及び短期入所については、サービス利用が少なく、全国展開に  
より発生する弊害の有無について現時点で判断することが困難であるため、  
引き続き検証を行い、平成22年度に再度調査を行った上で全国展開の可否  
を判断することとした。

### （3）指定通所介護事業所に係る基準該当障害福祉サービスについて

介護保険法における指定通所介護事業所を活用した基準該当生活介護、  
基準該当自立訓練及び基準該当児童デイサービス、指定生活介護事業所を  
活用した基準該当児童デイサービス並びに今回全国展開する予定である指定  
小規模多機能型居宅介護事業所を活用した基準該当生活介護については、  
個別支援計画の策定や、サービス管理責任者の配置が義務づけられていない。

しかし、障害者及び障害児がその障害の状態等に応じて、適切なサービス  
を受けられるよう、サービスの質がしっかりと確保されることが重要である。

したがって、これらのサービスの質の向上に向けて、平成22年度以降、  
各都道府県においてサービス管理責任者研修を行う際に、これらの事業所に  
対してサービス管理責任者研修の案内通知を行い、参加を勧奨するなど、  
必要な対応をお願いする（追って通知を出す予定）。

## 13 障害福祉サービス事業所等における適正な運営等について

### （1）感染症の予防対策等について

平成21年春以降、世界中で流行している新型インフルエンザ（A/H1  
N1）については、政府対策本部で定める「基本的対処方針」のもと、その  
対策に総力を挙げて取り組んでいるところであり、都道府県におかれては、  
障害者支援施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「新型インフルエ  
ンザの発生に対する社会福祉施設の対応について【再更新】」（平成21年10  
月8日付け事務連絡）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携し  
つつ、適切な対応をお願いしたい。

（参考）

- ・ 「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」（平成21年12月14日事務連絡）
- ・ 「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について（再更新）」（平成21年10月8日事務連絡）
- ・ 新型インフルエンザ対策関連情報  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

- ・ 新型インフルエンザ対策関連情報（自治体の方々へ）  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info\\_local.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html)

また、障害者支援施設等は基礎疾患を有する方々や体力の弱い方々が、多く集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

(参考)

- ・ 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」  
 （平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・ 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
 （平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・ ノロウイルスに関するQ&A  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・ 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」  
 （平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・ 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」  
 （平成15年7月25日社援基発第0725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・ 「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」  
 （平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し、社会福祉施設等に対し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いしたい。

## (2) 障害者支援施設等の防災対策等について

### ① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知

ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

コ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護

サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

防災対策に万全を期されたい。

(参考)

- ・ 「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」  
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・ 「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」  
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・ 「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」  
(平成11年1月29日社援第212号)

### ② 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、市町村、消防署等関係機関と

の十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点として重要な役割を有していることから、今後とも、震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

### (3) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成21年11月に国会へ提出された平成20年度決算検査報告において、

- ・ 対象経費の実支出額に自立支援給付費の一部を二重に計上する
- ・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の対象経費を含める

等により、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

(参考)

○会計検査院HP：

[http://www.jbaudit.go.jp/report/summary20/pdf/211110\\_futo\\_01.pdf#page=48](http://www.jbaudit.go.jp/report/summary20/pdf/211110_futo_01.pdf#page=48)

また、精神障害者社会復帰施設については、各都道府県の指導監査や決算検査報告等において、一部の施設で精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたとの報告がなされるなど、事務処理に問題のある事例が度々見受けられているところである。各都道府県におかれては、管内施設に対する指導監査の一層の強化を図るなど、引き続き本補助金の適切な執行に努められたい。

なお、平成22年度に係る本補助金の執行見込み及び平成22年度以降における新体系サービス移行見込みについて、近日中に作成依頼を发出することとしているので、御了知いただきたい。

### (4) 事務負担軽減策について

障害福祉サービス事業所等の事務については、関係団体から報酬の請求事務等が繁雑であるというご指摘を受け、これまでもサービス提供記録の一括処理を容認する等、事務処理に係る負担軽減の措置を講じてきたところであるが、引き続き事務処理の簡素化に向けた検討を進めることとしている。

については、簡素化すべき事務について、今後、事業者等関係者からご意見伺うこととしているので、各都道府県におかれては、意見集約等のご協力をお願いしたい。

### (5) 社会福祉法人会計基準等について

## ① 社会福祉法人会計基準について

現行の社会福祉法人の会計処理については、法人が行う事業によって社会福祉法人会計基準、就労支援会計処理基準、介護老人保健施設会計・経理準則等、複数種類の会計基準が用いられていることから、会計事務が煩雑となっているとの指摘を受けているところである。

このため、事務処理に係る負担を軽減する観点等から、日本公認会計士協会において、社会福祉法人が行う全ての事業に適用される新たな会計基準（会計基準の一元化）の検討が進められているところであり、現在、各自治体及び事業者団体に対して素案を提示し、ご意見を受け付けているところであり、今後、これらのご意見を基に素案を精査することとしている。

また、今回の会計基準の一元化に向けた見直し作業に並行して、工賃計算の手順等を示している就労支援会計処理基準及び授産会計基準の改廃整理を行うこととしており、この機会を捉えて、就労支援に係る会計処理の簡素化が行えないか、検討を加える予定である。

素案の精査に一定の期間を要するが、新たな会計基準案がまとまり次第、各自治体及び事業者団体等に対しご意見を伺う予定であるので、ご承知おき願いたい。

## ② 会計の区分の取扱い

障害福祉サービス事業所等の会計処理に係る会計の区分については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」第41条及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）」第55条に基づき、障害福祉サービスの事業毎に会計を区分しなければならないとされているところである。

平成20年障害福祉サービス等経営実態調査の集計作業においては、各事業所等の決算書類を基に収支を分析したところであるが、障害福祉サービス毎の会計の区分が適切に設定されていない事業所等が散見されたところであるので、都道府県におかれては、指定基準に従い、事業所等に対して会計の区分が適切に設定されるよう周知を図られたい。

なお、会計の区分の考え方としては、実態に即した合理的な按分方法によることを基本とするが、多機能型事業所や併設事業所である場合等支出が一体不可分である場合は収入按分とすることで差し支えないので併せて周知願いたい。

## 14 地域移行・障害児支援室（仮称）の新設について

障害児支援策の推進体制の強化等を図るため、厚生労働省組織規則（平成13

年厚生労働省令第1号)等を改正し、平成22年4月1日から、障害福祉課内に「地域移行・障害児支援室(仮称)」を設置する予定である。

具体的な事務分掌については、決まり次第追って連絡することとなるが、室の構成は以下のとおりとなる予定であるので、了知願いたい。

【地域移行・障害児支援室(仮称)】

○地域移行・障害児支援室長

